



4月12日(日)は 北海道知事選挙 北海道議会議員選挙 投票日です。

投票時間
午前7時から午後6時まで

●投票できる方

年齢要件…平成7年4月13日までに生まれた方
住所要件…知事選挙～平成26年12月25日までに転入届を出した方で引き続き町内に住んでいる方
道議選挙～平成27年1月2日までに転入届を出した方で引き続き町内に住んでいる方
※平成26年12月11日以前の転出者は選挙人名簿から抹消されます。

●今回の選挙の場合は・・・

- ◆選挙人名簿に登録されている方が、道内の他の市町村に転出した場合、「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」を提出し投票できます。(住所の移転が1回に限ります)
- ◆投票日前に道外へ転出された方は投票できません。

●投票所入場券(ハガキ)をお送りします。

ハガキ裏面は期日前投票にご活用ください。

- ◆期日前投票(投票日以外の投票)をされる方は、ハガキ裏面に氏名等の必要事項を記入し、期日前投票所にお持ちください。
- ◆ご自宅で記入することにより、投票所での待ち時間が短縮され、大変便利です。

(表面)

049-0611	
北海道檜山郡上ノ国町 字大留100番地	
選挙 太郎 様	
投票所入場券	
選挙区	9 ベーゼン 選挙区
期日前投票	期日前投票
選挙人氏名	選挙 太郎
性別	男
投票日	平成27年 4月12日
投票時間	午前7時00分から午後8時00分まで
投票場所	上ノ国町選挙管理委員会

(裏面)

期日前投票する際は、下記の1から5のいずれかに○をし、氏名・生年月日を記載の上、この宣誓書を御持参ください。

期日前投票期間 北海道知事選挙 3月27日～4月11日
北海道議会議員選挙 4月4日～4月11日

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時
期日前投票場所 上ノ国町役場選挙管理委員会

期日前投票宣誓書兼請求書

私は、裏面記載執行の選挙の当日、下記の事由に該当する見込みであり、開選における期日前投票をしないので、次により投票用紙の交付を請求します。次の1から5のいずれかに○をしてください。

1 仕事	イ. 学業	ウ. 地域行事の役員	エ. 本人又は親族の冠婚葬祭	オ. その他
に従事				
2 1以外の用事又は事故のため	に外出			
ア. 上ノ国町外				
イ. 上ノ国町内(字)				
に滞在				
3 ア. 疾病、負傷、出産、身体障害者等のため歩行困難	に居住、滞在			
イ. 保護施設等に収容				
交通至難の島等()に居住、滞在				
に居住、滞在				
住所移転のため、他の市町村に居住				

上記は、真実であることを誓います。

平成27年 4月 4日

選挙 太郎

裏面のとおり

明治・大正・昭和 7年 4月 1日生

選挙人名簿に記載されている住所
檜山郡上ノ国町字
(居住所と異なる場合のみ記入すること)

当はまる理由に○をしてください
日付・氏名・生年月日

期日前投票される方は、事前に 箇所に必要な事項を記入してください。

期日前投票

仕事や旅行などの都合で投票日に投票できない方は、事前に投票できます。

投票できる期間……知事選挙 3月27日(金)から4月11日(土)まで
道議選挙 4月4日(土)から4月11日(土)まで

投票できる時間……午前8時30分から午後8時まで

投票できる場所……上ノ国町選挙管理委員会(役場庁舎1階)

※土・日曜日・祝日も投票できます。

不在者投票

出稼ぎや長期出張の方

老人ホームや病院に入所・入院されている方

上ノ国町選挙管理委員会に申請すると、滞在先の選挙管理委員会投票ができます。郵便にかかる日数を考慮し、早めに申請してください。

不在者投票の指定施設であれば投票できます。詳しくは、入所・入院されている施設にご確認ください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり一定の要件を満たす方で、投票日に投票所に行けない方は、自宅で投票することができます。

事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 上ノ国町選挙管理委員会 ☎55-2311 内線285まで